

第五次和光市地域福祉計画及び
和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定支援業務委託
(令和 7 年度 計画書策定業務) 仕様書

1 業務名

第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定支援業務
(令和 7 年度 計画書策定業務)

2 業務目的

本業務は、令和 8 年度から令和 13 年度までを計画期間とする第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下、「第五次計画」という。）を策定するにあたり、令和 6 年度に実施したニーズ調査の結果の活用や会議の円滑な運営等の支援を行い、効果的に策定作業を進めることを目的とする。

※なお、第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定支援業務委託プロポーザルでは、「第五次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定支援業務（令和 6 年度 ニーズ調査）仕様書」の業務内容を委託する最優秀提案者及び優秀提案者各 1 者の選定を行うものです。

3 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

和光市福祉部地域共生推進課

5 業務内容

主な委託業務は次のとおりとする。

- (1) 第四次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画の総括支援
令和 2 年度から令和 7 年度までの第四次和光市地域福祉計画及び和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下、「第四次計画」という。）について、進捗状況を把握し、課題の整理を支援する。
- (2) 現状の分析・把握
本市を取り巻く外部環境の変化や福祉に関わる関連資料を基に現状の分析・把握を行い、第五次計画の策定に向けた論点を整理する。
- (3) 国・県の動向の把握、本市の関連計画等との整合性の確保
国や県の白書や関連する計画、埼玉県地域福祉支援計画を踏まえた整理・提案を行う。また、計画策定にあたり、本市の最上位計画である総合振興計画の他、福祉分

野の上位計画として福祉関連計画をはじめとする本市の各種計画との整合を図る。

(4) 策定方針案の作成支援

第四次計画の総括を踏まえ、第五次計画の策定方針案の作成を支援する。特に、すでに包含されている「成年後見制度利用促進計画」、「生活困窮者自立支援計画」、「地域再犯防止計画」の拡充を図り、「困難な問題を抱える女性支援基本計画」を新たに加えることについて助言等を行うこと。

(5) 計画体系や重点事業の検討

各種分析結果等を踏まえ、計画体系や重点事業の検討を行う。

(6) 会議等運営支援

以下会議等の資料作成、議事の記録、要点の整理・分析、助言等を行う。

① 和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画等推進委員会（以下、「推進委員会」という。）（５回程度開催予定）

② 住民説明会（複数回開催予定）

(7) 第五次計画案等の作成・調整支援

第五次計画の計画骨子案、計画素案を作成する。

(8) パブリックコメントに関する支援

第五次計画素案等に対するパブリックコメントの実施に際し、資料作成、集計、取りまとめた意見への対応等について支援を行う。

(9) 計画書の作成及び印刷製本

確定した第五次計画の計画書本編及び概要版を作成する。読み手の読みやすさや見やすさに十分考慮し、適宜図表やイラスト、写真等を用いて読み手の理解に配慮したデザイン及びレイアウトになるよう作成すること。市が指定する回数の校正を行う。

なお、印刷製本は、「6 成果品の提出」の記載事項を参照し、対応すること。

6 成果品の提出

成果品は次のとおりとし、市が指定する日、場所に納品すること。併せて、電子データを電子記録媒体（CD-ROM または DVD-ROM）で２枚納品すること。

(1) 計画書本編（５００部）

- ・ A 4 判、一色刷り、表紙カラー
- ・ 全ページ Uni-Voice コードを付して作成し、音声コード用半円切り抜き加工を施すこと。

(2) 計画書概要版（３００部）

- ・ A 4 判、一色刷り、表紙カラー
- ・ 全ページ Uni-Voice コードを付して作成し、音声コード用半円切り抜き加工を施すこと。

7 スケジュール（予定）

時期	内容
令和7年 4月	推進委員会の開催（以降、年度内5回程度開催）
8月	骨子案作成
11月	素案作成 パブリックコメント・市民説明の実施
12月	パブリックコメントのまとめ・調整
令和8年 1月	計画案の決定
2月	計画の策定
3月	成果品納品

8 支払い

委託料の支払いは、業務委託終了後の年1回とする。なお、業務の履行に必要な経費は全て本契約の契約金額に含める。

市は、業務の完了の確認または検査を終了した後、受注者から正当な支払い請求を受けた日から30日以内に委託料の支払いを行うものとする。

9 その他

- (1) 業務実施にあたり、関係法令を遵守すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、市との十分な打ち合わせを行い、業務を誠実に履行すること。
- (3) 受注者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (4) 受注者は、下記の費用を負担するものとする。
 - ① コンサルタント人件費（ノウハウ提供等の技術料を含む）及び交通費
 - ② 各種資料の収集・分析にかかる諸経費
 - ③ 会議資料等の作成にかかる諸経費
 - ④ 計画書等の作成にかかる諸経費
- (5) 成果品の著作権及び所有権は、全て和光市に帰属する。
- (6) この仕様書に定めのない事項または疑義がある場合は、その都度、双方協議の上、実施するものとする。

以上